

第1部 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

I 健全化判断比率の概要

県内市町村の令和4年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおりである。

1 実質赤字比率

[早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準20%]

・早期健全化基準以上の団体なし

2 連結実質赤字比率

[早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準30%]

・早期健全化基準以上の団体なし

3 実質公債費比率

[早期健全化基準 25%、財政再生基準35%]

・早期健全化基準以上の団体なし

4 将来負担比率

[早期健全化基準 指定都市400%、指定都市以外の市町村350%]

・早期健全化基準以上の団体なし

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

(3か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$